

福島県土木部

週休2日等工事試行要領

制 定 令和6年 3月19日 5企技第1365号
一部改定 令和6年12月17日 6企技第1006号
一部改定 令和6年12月19日 6企技第1008号
一部改定 令和7年 9月24日 7企技第 665号

- 第Ⅰ編 「週休2日確保モデル工事」試行要領 P.1
(土木工事、港湾漁港工事編)
- 第Ⅱ編 「週休2日交替制工事」試行要領 P.4
(土木工事、港湾漁港工事編)
- 第Ⅲ編 ※第Ⅰ編へ統合(欠番)
- 第Ⅳ編 「週休2日促進工事」試行要領 P.7
(建築関係工事編)
- 第Ⅴ編 「週休2日交替制促進工事」試行要領 P.10
(建築関係工事編)
- 第Ⅵ編 「完全週休2日促進工事」試行要領 P.13
(建築関係工事編)

【第 I 編】

土木部発注工事における「週休 2 日確保モデル工事」試行要領 (土木工事、港湾漁港工事編)

1 趣旨

本要領は、福島県土木部が試行する「週休 2 日確保モデル工事」の実施にあたり、必要な事項を定めたものである。

2 用語の定義

(1) 週休 2 日

(ア)完全週休 2 日とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1 週間に 2 日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、本試行においては、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

(イ)月単位の週休 2 日とは、対象期間において、全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(ウ)通期の週休 2 日とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

着工日から竣工日までの期間をいう。なお、年末年始休暇 7 日間、夏季休暇 4 日間、工場製作のみを実施している期間などは含まない。(詳細は運用を参照)

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

現場閉所には、降雨、降雪、波浪等による予定外の現場閉所日も含むものとする。

(4) 週休 2 日の達成判断

(ア)土木工事の場合

完全週休 2 日とは、対象期間の全ての週において、土日に現場閉所されている状態をいう。受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、監督職員と事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

月単位の週休 2 日とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」という。)が、28.5%(8 日/28 日)以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では 28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4 週 8 休(28.5%)以上を達成しているものとみなす。

通期の週休 2 日とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%(8 日/28 日)以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めことができる。

(イ)港湾漁港工事の場合

月単位の週休 2 日とは、工事着手日以降、最初の土曜日から始まり 4 週目の金曜日までで終わる 4 週間を 1 期間目とし、5 週目の土曜日から 8 週目の金曜日までで終わる 4 週間

を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日（完成届日）まで設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる休日の日数分の閉所日または休日の取得があることをいう。

工事着手日を除いた最初の土曜日又は月曜日から1期間目を起算することとし、工事完了日直前の1期間の末日となる金曜日又は日曜日までを評価対象とする。

(5) 発注者指定型

発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式

3 対象工事

社会的要請などの理由から週休2日の実施が困難な工事等を除く全ての工事を試行の対象とする。

なお、本試行対象外工事であっても、受注者が週休2日の実施を希望する場合は、受発注者協議の上で試行の対象とすることが出来る。

4 工事費の補正

(1) 各経費の補正

週休2日の実施による工事費については、各経費に補正係数を乗じるものとする。

(2) 市場単価

週休2日の補正係数を乗じるものとする。

(3) 標準単価

週休2日の補正係数を乗じるものとする。

5 発注者指定型

発注者指定型は、すべての工種を対象とする。

6 受注者の取組内容

(1) 週休2日に取り組む受注者（以下「受注者」という）は、施工計画書に以下の条件を満たす工程を立てた工程表を添付し発注者に提出する。

(ア)対象期間中、工事現場において週休2日の休日を確保し、工程表に現場閉所日を明記する。

(イ)工程表で定めた現場閉所日においては下請企業を含む工事現場の全労働者を休日又は休暇とする。

(2) 受注者は対象期間中、工事現場に試行工事であることを記載した掲示板を設置する。

(3) 受注者は対象期間中、やむを得ない理由で現場閉所日と定めた日に作業を行う場合は、振替休日を設定し、事前に発注者と協議する。

(4) 受注者は毎月の現場工程会議において、実施工程表に休日取得状況（現場閉所実績）を記入し、発注者の確認を受ける。

(5) 受注者は出来形数量の提出時等や竣工書類の提出までに、工事現場の労働者（下請企業を含む）の休日取得状況（現場閉所実績）について、次に掲げる書類を提出し、週休2日の達成状況を工事打合せ簿で報告する。

(ア) 工事現場の労働者の勤務の状況がわかる書類（出勤簿、工事日誌、および、CCUSの週休2日達成状況の資料等）

(6) 受注者は週休2日の実施により行われた経費補正を下請負契約にも反映させるものとする。

- (7) 受注者は試行工事の検証を行うため、アンケートに協力するものとし、「週休2日確保工事調査表」(様式1)を竣工後2週間以内に監督員へ提出する。

7 発注者の取組内容

- (1) 発注者は受注者に対して週休2日確保の取組みに支障が出ないように、全体工程に影響を与える工事立会や協議等については、迅速に対応するようワンデーレスポンスを徹底するなど、工程調整等に配慮し、工程(工期)の変更等について柔軟に対応する。
- (2) 発注者は緊急性がある場合を除き、資料作成を含め現場閉所日における作業が生じるような指示を行ってはならない(ウィークリースタンスの推進)。
- (3) 発注者は試行工事竣工後3週間以内に「週休2日確保工事調査表」(様式1及び様式2)を技術管理課へ提出する。

8 事務手続きについて

(1) 積算関係

当初積算時に、月単位の「週休2日」を確保する場合の補正を計上する。

(2) 設計変更

発注者は受注者の週休2日について、施工中の現場閉所率の状況や実績に基づき、最終変更までに該当する条件へ変更契約する。

4週8休相当を確保できなかった場合は当初積算時の補正を減額する。

(3) 入札事務手続き関係

週休2日等工事の対象工事である旨等の明示を入札公告および特記仕様書等に記載するものとする。

9 工事成績評定について

福島県請負工事成績評定要綱に基づくものとする。

10 実施証明書

発注者は、週休2日確保モデル工事を実施し、その竣工検査に合格した受注者に対して、表2に基づき、福島県工事実施証明書発行事務運用基準に定める実施証明書を発行するものとする。

11 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者協議して定めるものとする。

12 附則

この要領は、令和6年4月1日以降に起工する工事から適用する。

附則

この要領は、令和7年1月20日以降に起工する工事から適用する。

附則

この要領は、令和7年10月1日以降に起工する工事から適用する。

【第Ⅱ編】

土木部発注工事における「週休2日交替制工事」試行要領 (土木工事、港湾漁港工事編)

1 趣旨

本要領は、福島県土木部が試行する「週休2日交替制工事」の実施にあたり、必要な事項を定めたものである。

2 用語の定義

(1) 週休2日交替制

(ア)完全週休2日交替制とは、対象期間の全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日間以上の休日確保する取組をいう。

(イ)月単位の週休2日交替制とは、対象期間の全ての月において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保する取組をいう。

(ウ)通期の週休2日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保する取組をいう。

(2) 対象期間

着工日から竣工日までの期間をいう。(年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間、工場製作のみを実施している期間も含む。)

(3) 週休2日の達成判断

完全週休2日交替制とは、対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合(以下「休日率」という。)が、28.5%(2日/7日)以上の水準の状態をいう。

月単位の週休2日交替制とは、対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%(8日/28日)以上の水準の状態をいう。

通期の週休2日交替制とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%(8日/28日)以上の水準の状態をいう。

(4) 技術者、技能労働者

施工体制台帳上の元請け及び下請けの技術者及び技能労働者を対象とする。

ただし、非常勤(臨時)で従事する者は除く。

(5) 発注者指定型

発注者が週休2日交替制に取り組むことを指定する方式

3 対象工事

社会的要請などの理由から週休2日交替制の実施が困難な工事等を除く全ての工事を試行の対象とする。

なお、本試行対象外工事であっても、受注者が週休2日交替制の実施を希望する場合は、受発注者協議の上で試行の対象とすることが出来る。

4 工事費の補正

(1) 各経費の補正

週休2日交替制の実施による工事費については、各経費に補正係数を乗じるものとする。

補正対象は、労務費と現場管理費率のみとし、対象期間内に現場に従事した全ての技術者、

技能労働者の休日率に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

ただし、見積による機材一式の施工単価については補正の対象としない。

(2) 市場単価

週休2日の補正係数を乗じるものとする。

(3) 標準単価

週休2日の補正係数を乗じるものとする。

5 発注者指定型

発注者指定型は、すべての工種を対象とする。

6 受注者の取組内容

(1) 週休2日に取り組む受注者（以下「受注者」という）は、施工計画書に以下の条件を満たす工程を立てた工程表を添付し発注者に提出する。

(ア)対象期間中、交替制で週休2日相当の休日が確保されていることが分かる工程表を作成する。

(2) 受注者は対象期間中、工事現場に試行工事であることを記載した掲示板を設置する。

(3) 受注者は対象期間中、技術者等がやむを得ない理由で休日と定めた日に作業を行う場合は、振替休日を設定し、事前に発注者と協議する。

(4) 受注者は毎月の現場工程会議において、実施工程表に休日取得状況を記入し、発注者の確認を受ける。

(5) 受注者は出来形数量の提出時等や竣工書類の提出までに、工事現場の労働者（下請企業を含む）の休日取得状況について、次に掲げる書類を提出し、週休2日の達成状況を工事打合せ簿で報告する。

(ア) 工事現場の労働者の勤務の状況がわかる書類（出勤簿、工事日誌、および、CCUSの週休2日達成状況の資料等）

(6) 受注者は週休2日の実施により行われた経費補正を下請負契約にも反映させるものとする。

(7) 受注者は試行工事の検証を行うため、アンケートに協力するものとし、「週休2日交替制工事調査表」（様式3）を竣工後2週間以内に監督員へ提出する。

7 発注者の取組内容

(1) 発注者は受注者に対して週休2日確保の取組みに支障が出ないように、全体工程に影響を与える工事立会や協議等については、迅速に対応するようワンデーレスポンスを徹底するなど、工程調整等に配慮し、工程（工期）の変更等について柔軟に対応する。

(2) 発注者は緊急性がある場合を除き、資料作成を含め交替制に支障が生じるような指示を行ってはならない（ウィークリースタンスの推進）。

(3) 発注者による休日率の確認は月1回程度を目安とし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

(4) 発注者は試行工事竣工後3週間以内に「週休2日交替制工事調査表」（様式3）及び週休2日等工事調査表」（様式2）を技術管理課へ提出する。

8 事務手続きについて

(1) 積算関係

当初積算時に、所定の休日率が月単位または通期の「4週8休以上」を確保する場合の補正を計上する。

(2) 設計変更

発注者は受注者の週休2日について、休日率の状況や実績に基づき、最終変更までに該当する条件へ変更契約する。

4週8休相当を確保できなかった場合は当初積算時の補正を減額する。

(3) 入札事務手続き関係

週休2日等工事の対象工事である旨等の明示を入札公告および特記仕様書等に記載するものとする。

9 工事成績評定について

福島県請負工事成績評定要綱に基づくものとする。

10 実施証明書

発注者は、週休2日交替制工事を実施し、その竣工検査に合格した受注者に対して、表2に基づき、福島県工事実施証明書発行事務運用基準に定める実施証明書を発行するものとする。

11 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者協議して定めるものとする。

12 附則

この要領は、令和6年4月1日以降に起工する工事から適用する。

附則

この要領は、令和7年1月20日以降に起工する工事から適用する。

附則

この要領は、令和7年10月1日以降に起工する工事から適用する。

【第Ⅳ編】

建築関係工事における「週休2日促進工事」試行要領 (建築関係工事編)

1 目的

本要領は、福島県土木部が発注及び受託する建築関係工事における週休2日の取組において労務費の補正等の試行を行うために必要な事項を定め、もって週休2日を促進することを目的とする。

2 用語の定義

(1) 週休2日

① 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

② 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

なお、週休2日は、毎週土日を現場閉所とする“完全週休2日”と異なる。

(2) 週休2日促進工事

月単位または通期で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる工事をいう。

(3) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間、工場製作のみを実施している期間などは含まない。

(4) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(5) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(6) 4週8休以上

① 月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

なお、現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

② 通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めることができる。

3 対象工事

社会的要請などの理由から週休 2 日交替制の実施が困難な工事や地域の実情等により対応が困難な工事等を除く全ての工事を試行の対象とする。

なお、本試行対象外工事であっても、受注者が週休 2 日の実施を希望する場合は、受発注者協議の上で試行の対象とすることができる。

4 発注方式

発注者指定型（発注者が週休 2 日に取り組むことを指定する方式）とする。

5 積算方法等

(1) 補正方法

週休 2 日促進工事において、以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費、ただし見積り単価を除く）を補正する。

①月単位の 4 週 8 休以上（現場閉所（現場休息）率 28.5%（8 日/28 日）以上）

1.02

②通期の 4 週 8 休以上（現場閉所（現場休息）率 28.5%（8 日/28 日）以上）

補正なし

(2) 積算及び変更方法

当初の予定価格から、月単位の 4 週 8 休以上を前提に(1)①により労務費を補正して工事費を積算する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、現場閉所（現場休息）が月単位の 4 週 8 休に満たない場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

6 対象工事である旨等の明示

発注者指定型の対象工事である旨等の明示を、入札公告（随意契約の場合は見積書提出通知）および特記仕様書等に記載するものとする。

7 現場閉所（現場休息）の確認方法

受注者より受領した現場閉所日を記載した実施工程表を基に、現場閉所（現場休息）の実施状況を随時確認する。

8 工事成績評価について

福島県請負工事成績評価要綱に基づくものとする。

令和 8 年 3 月までに起工する工事については、減点しない。

9 実施証明書

発注者は、週休 2 日促進工事を実施し、その竣工検査に合格した受注者に対して、4 週 8 休以上を達成した場合、福島県工事実施証明書発行事務運用基準に定める実施証明書を発行するものとする。

10 その他

(1) 週休2日促進工事の見える化

仮囲い等に週休2日促進工事である旨を明示する。

(2) 適正な工期の確保

改修工事においては、全体工期にしわ寄せがないよう施工期間を確保するなど適正な工期を設定すること。

(3) 元請下請の取引の適正化

週休2日促進工事の実施にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることのないよう、所管部署に対象工事の情報を提供するなど連携を密に行うものとする。

(4) アンケート調査等の実施

週休2日促進工事を実施した場合は、任意でアンケート調査等を実施し、週休2日確保の阻害となる要因の把握や対応策を検討し、この促進につなげる。

附 則

この要領は、令和6年4月1日以降に起工する工事から適用する。

附 則

この要領は、令和6年12月17日以降に起工する工事から適用する。

附 則

この要領は、令和7年1月20日以降に起工する工事から適用する。

附 則

この要領は、令和7年10月15日以降に起工する工事から適用する。

【第Ⅴ編】

建築関係工事における「週休2日交替制促進工事」試行要領 (建築関係工事編)

1 目的

本要領は、福島県土木部が発注及び受託する建築関係工事における週休2日の取組において労務費の補正等の試行を行うために必要な事項を定め、もって週休2日を促進することを目的とする。

2 用語の定義

(1) 週休2日交替制

① 月単位の週休2日交替制とは、対象期間において、全ての月で技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保したと認められる状態をいう。

② 通期の週休2日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保したと認められる状態をいう。

(2) 週休2日交替制促進工事

対象期間において、月単位または通期で技術者及び技能労働者が交替しながら、週休2日交替制を実施したと認められる工事をいう。

(3) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。
なお、年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間、工場製作のみを実施している期間などは含まない。

(4) 休日率

対象期間内に現場に従事した全ての技術者及び技能労働者の各々の休日日数の割合を算出し、それを平均する。

（休日率（％）＝技術者・技能労働者の休日日数（※）の割合（％）の平均）

※休日日数の割合＝（各技術者・技能労働者の休日日数）÷対象期間

(5) 技術者、技能労働者

施工体制台帳上の元請け及び下請けの技術者及び技能労働者を対象とする。ただし、非常勤（臨時）に従事する者は除く。

(6) 4週8休以上

① 月単位の4週8休以上とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の全ての月で平均休日日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

② 通期の4週8休以上とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

また、降雨、降雪等による予定外の閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めることができる。

3 対象工事

社会的要請などの理由から週休2日交替制の実施が困難な工事や地域の実情等により対応が困難な工事等を除く全ての工事を試行の対象とする。

なお、本試行対象外工事であっても、受注者が週休2日交替制の実施を希望する場合

は、受発注者協議の上で試行の対象とすることが出来る。

4 発注方式

発注者指定型（発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式）とする。

5 積算方法等

(1) 補正方法

週休2日交替制促進工事において、以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費、ただし見積り単価を除く）を補正する。

① 月単位の4週8休以上（休日率28.5%（8日/28日）以上）

1.02

② 通期の4週8休以上（休日率28.5%（8日/28日）以上）

補正なし

(2) 積算及び変更方法

当初の予定価格から、月単位の4週8休以上を前提に(1)①により労務費を補正して工事費を積算する。

休日率の達成状況を確認し、休日率が月単位の4週8休に満たない場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

6 対象工事である旨等の明示

発注者指定型の対象工事である旨等の明示を、入札公告（随意契約の場合は見積書提出通知）および特記仕様書等に記載するものとする。

7 休日率の確認方法

受注者より受領した休日率を確認できる既存の資料等（各技術者や技能者の休日実績が記載された工程表や休日等の安全教育訓練などの記録資料等）を基に、休日率の実施状況を随時確認する。

8 工事成績評定について

福島県請負工事成績評定要綱に基づくものとする。

令和8年3月までに起工する工事については、減点しない。

9 実施証明書

発注者は、週休2日交替制促進工事を実施し、その竣工検査に合格した受注者に対して、4週8休以上を達成した場合、福島県工事実施証明書発行事務運用基準に定める実施証明書を発行するものとする。

10 その他

(1) 週休2日促進工事の見える化

仮囲い等に週休2日交替制促進工事である旨を明示する。

(2) 適正な工期の確保

改修工事においては、全体工期にしわ寄せがないよう施工期間を確保するなど適正な工期を設定すること。

(3) 元請下請の取引の適正化

週休2日交替制促進工事の実施にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることのないよう、所管部署に対象工事の情報を提供するなど連携を密に行うものとする。

(4) アンケート調査等の実施

週休2日交替制促進工事を実施した場合は、任意でアンケート調査等を実施し、週休2日確保の阻害となる要因の把握や対応策を検討し、この促進につなげる。

附 則

この要領は、令和6年4月1日以降に起工する工事から適用する。

附 則

この要領は、令和6年12月17日以降に起工する工事から適用する。

附 則

この要領は、令和7年1月20日以降に起工する工事から適用する。

附 則

この要領は、令和7年10月15日以降に起工する工事から適用する。

【第Ⅵ編】

建築関係工事における「完全週休2日促進工事」試行要領 (建築関係工事編)

1 目的

本要領は、福島県土木部が発注及び受託する建築関係工事における週休2日の取組において労務費の補正等の試行を行うために必要な事項を定め、もって週休2日を促進することを目的とする。

2 用語の定義

(1) 完全週休2日

対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、2日以上現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。ただし、土曜日及び日曜日に現場作業を行うとされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所に指定するものとする。完全週休2日に取り組む場合は、同一の週内において変更するものとする。

また、事前の指示・協議により、災害対応や地元調整等から土日の施工が指定された場合、悪天候により稼働日数が極端に少なくなる場合など、やむを得ないと認められる場合は土日に代わる現場閉所日を設定できるものとする。

(2) 完全週休2日促進工事

完全週休2日を行ったと認められる工事をいう。

完全週休2日（土日）の達成は、対象期間内の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）ごとに現場閉所（現場休息）日数が2日以上水準に達していることをもって判断する。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。

(3) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間、工場製作のみを実施している期間などは含まない。

(4) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

また、降雨、降雪等による予定外の閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めることができる。

(5) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(6) 休工対象

(1) のほかに事前の指示・協議により、災害対応や地元調整等から土日の施工が指定された場合、悪天候により稼働日数が極端に少なくなる場合なども土日に代わる現場閉所日を設定できるものとする。

また、「災害等の緊急時に発注者が作業を要請した場合」「異常気象等による安全パトロール」、「休むべき日に現場見学会等、現場を公開する場合」などが想定されるが、現場閉所日としてカウントするかは、受発注者間の協議により決定するものとし、臨機に対応すること。

3 対象工事

社会的要請などの理由から週休2日の実施が困難な工事や地域の実情等により対応が困難な工事等を除く、福島県土木部が発注及び受託する全ての建築関係工事を試行の対象とする。

なお、本試行対象外工事であっても、受注者が週休2日の実施を希望する場合は、受発注者協議の上で試行の対象とすることができる。

4 発注方式

発注者指定型（発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式）とする。

5 積算方法等

(1) 補正方法

完全週休2日促進工事において、以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費、ただし見積り単価を除く）及び現場管理費を補正する。

労務費 1.02

現場管理費 1.01

(2) 積算及び変更方法

当初の予定価格から、完全週休2日を前提に(1)により労務費及び現場管理費を補正して工事費を積算する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、現場閉所（現場休息）が完全週休2日に満たない場合、請負代金額のうち労務費及び現場管理費補正分を減額変更する。

6 対象工事である旨等の明示

発注者指定型の対象工事である旨等の明示を、入札公告（随意契約の場合は見積書提出通知）および特記仕様書等に記載するものとする。

7 現場閉所（現場休息）の確認方法

受注者より受領した現場閉所日を記載した実施工程表を基に、現場閉所（現場休息）の実施状況を随時確認する。

8 工事成績評価について

福島県請負工事成績評価要綱に基づくものとする。

令和8年3月までに起工する工事については、減点しない。

9 実施証明書

発注者は、完全週休2日促進工事を実施し、その竣工検査に合格した受注者に対して、

4週8休以上を達成した場合、福島県工事実施証明書発行事務運用基準に定める実施証明書を発行するものとする。

10 その他

(1) 完全週休2日促進工事の見える化

仮囲い等に完全週休2日促進工事である旨を明示する。

(2) 適正な工期の確保

改修工事においては、全体工期にしわ寄せがないよう施工期間を確保するなど適正な工期を設定すること。

(3) 元請下請の取引の適正化

完全週休2日促進工事の実施にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることのないよう、所管部署に対象工事の情報を提供するなど連携を密に行うものとする。

(4) アンケート調査等の実施

完全週休2日促進工事を実施した場合は、任意でアンケート調査等を実施し、週休2日確保の阻害となる要因の把握や対応策を検討し、この促進につなげる。

附 則

この要領は、令和6年4月1日以降に起工する工事から適用する。

附 則

この要領は、令和6年12月17日以降に起工する工事から適用する。

附 則

この要領は、令和7年1月20日以降に起工する工事から適用する。

附 則

この要領は、令和7年10月15日以降に起工する工事から適用する。